

大阪体育大学における教育充実のための取組方針

大阪体育大学は、体育・スポーツ、健康福祉及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い見識を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化、社会福祉及び学校教育の向上に寄与することを目的としている。

以上の目的を達成するため、大阪体育大学における教育充実のための取組方針を次のように定める。

【体育学部】

1 教育の目標

「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」第3条を受けて、以下のとおり定める。

- (1) 豊かな教養を修める。
- (2) 専門的な知識・技能を修得する。
- (3) 調和のとれた人格を形成する。
- (4) 社会に貢献できる力を身につける。
- (5) 能動的・自立的行動力を身につける。

2 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

体育学部は、以下の力を修めた学生に学位を授与する。

- (1) 豊かな教養
 - ・ 学問を修めるための基盤となる力
 - ・ 多角的に物事を思考・判断する幅広い学識
- (2) 専門的な知識・技能
 - ・ 体育・スポーツ・健康に関する幅広い知識
 - ・ 体育・スポーツに関する基本的技能と実践的指導能力
 - ・ 体育・スポーツ・健康の特定領域における深い知識・技能
- (3) 調和のとれた人格
 - ・ 豊かな人間性
 - ・ 高い倫理観
 - ・ 体育・スポーツ・健康に関する専門家としての自覚と誇り
- (4) 社会に貢献できる力
 - ・ スポーツ文化の向上に貢献できる
 - ・ スポーツ振興に貢献できる
 - ・ 健康づくりに貢献できる
 - ・ 地域社会に貢献できる
 - ・ 人びとの生きがいをづくりに貢献できる
- (5) 能動的・自立的行動力
 - ・ 課題探求能力と課題解決能力
 - ・ コミュニケーション能力
 - ・ 情報の収集・分析・伝達能力
 - ・ 職業的自立能力

3 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

- (1) 「豊かな教養」を修めるために

- ・ 学問を修めるための基盤を身につけるために基礎教育科目を設置する。
 - ・ 幅広い学識を身につけるために一般教育科目を設置する。
- (2) 「専門的な知識・技能」を修得するために
- ・ 「専門基礎科目」で学部として必要な基礎的な専門教育課程を提供する。
 - ・ 「発展科目」で学科として必要な発展的専門教育課程を提供する。
 - ・ 「応用科目」で特定の領域を深く学び、特色ある人材を養成するための専門教育課程を提供する。
 - ・ 「関連科目」で幅広く学べる専門教育課程を提供する。
 - ・ スポーツ、トレーニング、レクリエーションなどの実習・実技は、1～3年で技術を学び、3～4年で指導法を学ぶ教育課程を提供する。
- (3) 「調和のとれた人格」を形成するために
- ・ 高い倫理性を養うとともに、社会の規範やルールを遵守する姿勢を涵養する。
 - ・ 野外活動実習での体験活動を通して、社会性、人間に対する愛情、協力する心などを涵養する教育機会を提供する。
- (4) 「社会に貢献できる力」を身につけるために
- ・ スポーツ文化の向上について考える機会を提供する。
 - ・ スポーツの振興に関する知識と情報を提供する。
 - ・ 健康づくりに必要な知識・技術を身につける教育課程を提供する。
 - ・ インターンシップで社会への貢献について考える機会を提供する。
- (5) 「能動的・自立的行動力」を身につけるために
- ・ 専門領域で修得した知識、技術、態度等を活用して問題を解決する力を身につける機会を提供する。
 - ・ 情報通信技術の活用を含め、必要な情報を収集し、分析する力を身につける機会を提供する。
 - ・ 研究課題を計画し、実施し、まとめ、発表する教育機会を提供する。
 - ・ コミュニケーション能力を修得できる教育課程を提供する。
 - ・ インターンシップで自分の将来について考える機会を提供する。
 - ・ キャリア教育を通じて人生設計について考える機会を提供する。

4 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

体育・スポーツ・健康について強い興味・関心と学修意欲があり、自らスポーツや運動を楽しむことのできる者を受け入れる。具体的には、次の資質を持つ者を求めている。

- (1) 本学の建学の精神と体育学部の教育の目標を理解し、学ぶ意志・意欲を有する者
- (2) 体育学部での人材養成に必要な基礎的学力・技能を有する者
- (3) 豊かな教養を修め、専門的な知識・技能、社会に貢献する力、能動的・自立的行動力を伸長させ、調和のとれた人格を形成しようとする意志・意欲を有する者

【教育学部】

1 教育の目標

教育学部では幅広い教養と教育に関する専門的な知識及び技能に基づき、未来を担う児童生徒の豊かな人間性、確かな学力、健やかな身体をはぐくみ、変化の激しい時代を生き抜く力を身に付けさせることができる教員の養成を目標とし、以下のとおり定める。

- (1) 豊かな教養を修め、広い見識を持つ。
- (2) 教職に必要な基礎的・専門的知識と技能を身に付ける。
- (3) 児童生徒理解を踏まえた実践的な指導力を身に付ける。
- (4) 教育への熱意と使命感、責任感、学び続ける意欲を養う。

(5) 豊かな人間性と社会性、倫理観を養う。

2 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

教育学部は、大学所定の単位を取得し、以下の力を修めた学生に学位を授与する。

(1) 豊かな教養と広い見識

- ・ 学問を修めるための基礎となる力
- ・ 多角的に物事を思考・判断する幅広い学識
- ・ 社会人としての豊かな教養

(2) 教職に必要な基礎的・専門的知識と技能

- ・ 教育に関する幅広い知識
- ・ 教職に関する基礎的・専門的知識
- ・ 教育指導に関する専門的知識と技能

(3) 児童生徒理解を踏まえた実践的な指導力

- ・ 授業を計画、実践していくことのできる指導力
- ・ 学習評価や授業の振り返りを通して不断に授業改善を進める力
- ・ 児童生徒の発達の特質や課題を理解し、適切に指導できる力
- ・ 学級経営や生活指導等を的確に実践できる指導力

(4) 教育への熱意と使命感、責任感、学び続ける意欲

- ・ 児童生徒への教育的愛情と教育への熱意
- ・ 児童生徒の成長にかかわる教職としての使命感、責任感
- ・ 自らの指導力の向上に向けて不断に研修に努める態度
- ・ 教育の新しい動きや課題について意欲的に学び続ける姿勢

(5) 豊かな人間性と社会性、倫理観

- ・ 人間についての深い洞察と人権意識
- ・ 学校組織の一員としての社会性やコミュニケーション能力
- ・ 高い倫理観と規範意識

3 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

(1) 教育内容の構成

教育に関する基礎的・専門的知識と技能、実践的指導力を体系的に身に付けることができるよう、教職や保健体育等に関する基礎的な知識や能力の習得を目指す基礎科目、教員免許種別に専門的知識や指導力の育成を図る専門科目、教育実践を通じて学ぶキャリア科目を設置した。これらの学習を通して、知識と技能、実践とを相互に往還させ、必要とされる諸能力や態度等を身に付けることができるカリキュラムとした。

(2) 履修順序・配当学年

基礎科目は、学問を修めるための基盤や教職及び保健体育等に関する基礎を身に付けるための科目として主に1・2年次に配当する。専門科目は、教職専門科目、小学校教育コース専門科目、保健体育教育コース専門科目、及び共通専門科目で構成し、主に2・3年次に配当する。特別支援教育科目については、両コースの学生が履修できるよう主に2・3年次に配当する。キャリア科目の学校インターンシップは、1年次に動機付けを行い、2・3年次において、学校現場での体験を通じて、教員としての基礎的な力量を身に付けることができるよう配当する。

(3) 各科目の設置内容

ア 基礎科目

基礎科目の内容として、幅広く学問の基礎を学ぶ総合教育科目、コミュニケーション能力を育てるコミュニケーション科目、教職の意義や教育の基礎理論を学ぶ教職基礎科目、体育の基礎を学ぶ体育基礎科目、保健基礎科目を設置する。

イ 専門科目

専門科目の内容として、教育職員免許法で規定されている「教育課程及び指導法」に関する科目、「生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目」、「教育実習」「教職実践演習」を教職専門科目として設置する。また、教員免許種別の専門科目として小学校教育コース専門科目・保健体育教育コース専門科目・特別支援教育科目を設置する。さらに、卒業論文指導を含めた専門演習を共通専門科目として設置する。

ウ キャリア科目

実践型教員養成の目的を達成するためには、学校現場での実践経験を積む必要性が欠かせないことから、免許種別毎の学校インターンシップをキャリア科目として設置する。加えて、教員以外の教育関係、生涯スポーツ分野、公務員等への進路を目指す学生のための科目としてキャリアデザインを設置する。

4 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

教育に対して強い興味と関心を抱き、将来は教育現場、もしくは社会の教育的諸活動の場で活躍したいという強い意欲を持つ学生を受け入れる。具体的には、次の資質を持つ者を求めている。

- (1) 本学の建学の精神と教育学部の教育目的を理解し、教育学を学ぶ意志・意欲と、教育に対する高い職業意識を有する者
- (2) 「教育力」「実践力」「人間性」など、教育者として必要な資質向上を常に図ろうとする意志と適性を有する者
- (3) 一人ひとりの子どものニーズに応え、全ての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育に関して、強い関心を有する者
- (4) 小学校教育や保健体育教育に高い志を持つとともに、身体を動かす楽しさ、アダプテッド・スポーツに関して興味・関心を有する者
- (5) 他者を思いやる優しさと、さまざまな障害に対応できる強い意志と行動力のある教員をめざす意欲を有する者

【大学院スポーツ科学研究科】

1 教育の目標

高度なスポーツ科学の知識を持ち実践的な指導を行える専門家と、高度な専門知識に裏打ちされた斬新な研究を行う研究者を養成する。

博士前期課程は、学部における体育・スポーツの教育を基盤に、スポーツ科学の研究を通じて、体育教育や運動、スポーツによる健康づくり、生きがいづくり、スポーツマネジメント、スポーツ競技力の向上などに高度で専門的な知識・技能を身につけた高度専門職業人と研究者を養成する。

博士後期課程は、博士の学位を取得して、高度化する体育・スポーツ科学の発展に貢献できる研究者を養成する。

2 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 博士後期課程にあつては、研究科の定める期間在学して、研究科の教育と研究の理念や目的に沿った研究指導を受け、かつ所定年限内に研究科が行う博士論文の審査及び試験に合格し、課程を修了することが学位授与の要件である。

- (2) 博士後期課程にあつては、研究者として自立して活動し、また高度な専門業務に従事するために必要な能力とその基盤となる学識を身につけているかどうか、課程修了の基準である。
- (3) 博士前期課程にあつては、研究科の定める期間在学し、研究科が教育と研究の理念や目的に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数以上を修得し、課程を修了することが学位授与の要件である。課程修了に当たっては、研究科が行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。なお、スポーツ実践科学プログラムを選択した場合、修士論文の審査及び最終試験を、特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に代えることができる。
- (4) 博士前期課程にあつては、幅広い知識に裏打ちされた専門領域における研究能力と、高度な専門性を必要とする職業を担うための優れた能力とを身につけているかどうか、課程修了の基準である。
- (5) 研究が、高い倫理性と強固な責任感をもって実施され、人類の平和と安寧に貢献できるものとなっているかも、大学院課程修了の際に考慮されるべき重要な点である。

3 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

大学院における教育課程編成の方針

- (1) 大学院スポーツ科学研究科は、スポーツ科学専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。
- (2) 大学院スポーツ科学研究科博士前期課程は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度な専門知識及び能力を修得させるとともに、当該の専攻分野に関連する分野の基礎的教養を涵養するように適切に配慮する。
- (3) 大学院スポーツ科学研究科博士後期課程は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する諸課題を解決するために自立して研究を計画・実行・推進するための高度な専門知識及び能力を修得させる。
- (4) 大学院スポーツ科学研究科は、5領域（スポーツ文化領域、競技スポーツ領域、健康スポーツ領域、学校体育領域、レジャー・レクリエーション領域）と11学問分野（保健・体育科教育学、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、スポーツ心理学、バイオメカニクス、教授学、スポーツ生理学、スポーツ医学、スポーツ栄養学、アダプテッド・スポーツ）を組み合わせ、スポーツ科学の研究・教育の多様なニーズに応える。

大学院における教育課程実施の方針

- (1) 大学院スポーツ科学研究科は、専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、研究領域×学問分野表に基づく授業科目を充実させ、多様な授業科目の履修から研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行う。また、本研究科の「学位授与の方針」に定めた修了時までには修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示す。
- (2) 大学院スポーツ科学研究科博士前期課程は、学生の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、インターンシップなどの授業時間外の多様な学修研究の機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させる。
- (3) 大学院スポーツ科学研究科博士後期課程は、学生の活発な研究活動を促進する立場から、海外研究インターンシップなどの機会を通じ、国際的な見地に立った研究活動に積極的に挑戦させる。
- (4) 大学院スポーツ科学研究科は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度を目安として採点する。
- (5) 大学院スポーツ科学研究科は、博士前期課程及び博士後期課程の学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行う。
- (6) 大学院スポーツ科学研究科は、博士前期課程スポーツ科学実践プログラム受講者の特定の課題についての研究成果の審査体制を充実させ、厳格な審査を行う。

4 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

博士前期課程は、総合的な視点からスポーツ現象を分析し評価できるスポーツ科学の知識をもった高度専門職業人と研究者の育成を目的とし、次のような学生を求める。

- (1) スポーツ科学の諸側面とそれらをめぐる諸問題（競技力の向上、ヒトの高齢化と健康の維持、スポーツの価値と社会貢献等）を多角的に研究することを目標に据える学生
- (2) スポーツ事象で発生する個別的な諸現象・問題に対し、スポーツ科学の総合的理解に根ざした分析を通じ、研究や実践の場において貢献しようとする学生
- (3) 多様化するスポーツ・体育とその過程に組み込まれた日本のスポーツ・体育の複雑な様相に関心を持ち、多様な文化背景と豊富な経験を備えた学生
- (4) スポーツ科学実践プログラムを選択した者は、保健・体育科教育学分野では、保健体育の重要性を理解し、教育現場で貢献しようとする学生。スポーツマネジメント分野では、ビジネスマインドを持ち、スポーツビジネスを通じて社会に貢献しようとする学生。

博士後期課程は、社会の多様なニーズに応えるために、高度な専門的知識に裏打ちされた斬新な研究を行う人材の育成を目的とし、次のような学生を求める。

- (1) 高度で独創的な研究を行い、優秀な博士論文を執筆し、博士号を取得することを志す学生
- (2) 学会などで研究発表を行い、学術誌・学会誌に論文を投稿し、それぞれの分野でリーダーシップが発揮できる学生

附則 この規程は、平成23年5月19日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年4月22日から施行する。

附則 この規程は、令和3年2月25日から施行する。